

特許権	判決年月日	令和 8 年 9 月 3 0 日	担当部	知財高裁第 2 部
	事 件 番 号	令和 7 年(行ケ)第 1 0 1 0 5 号、第 1 0 1 0 7 号		
○ 発明の名称を「精算システム、ホスト端末、精算方法、プログラム及び車両」とする特許発明について、特許無効審判請求を一部不成立とした審決のうち、発明の進歩性欠如を認めなかった部分の判断には誤りがあるとした事例。				

(事件類型) 審決 (一部無効不成立、一部無効) 取消 (結論) 審決一部取消

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

(関連する権利番号) 特許第 6 8 9 2 6 5 6 号、韓国公開特許第 1 0 - 2 0 1 0 - 0 1 2 9 5 3 1 号、特開 2 0 0 4 - 3 4 1 9 2 0 号、特開 2 0 0 6 - 1 5 5 4 3 0 号

(審決) 無効 2 0 2 3 - 8 0 0 0 5 1 号

判 決 要 旨

- 1 本件は、発明の名称を「精算システム、ホスト端末、精算方法、プログラム及び車両」とする発明に係る本件特許 (特許第 6 8 9 2 6 5 6 号) の無効審判請求を一部不成立、一部無効とした審決につき、審判請求人 (以下「原告」という。) 及び特許権者 (以下「被告」という。) がそれぞれ審決取消訴訟を提起した事案である。

本件審決は、被告の訂正請求を認めた上で、① 請求項 1、3、6、11 に係る発明 (以下、各発明を請求項の番号に従い「本件発明 1」のようにいう。) は、韓国公開特許第 1 0 - 2 0 1 0 - 0 1 2 9 5 3 1 号公報記載の発明 (甲 1 発明) に基づく進歩性欠如、特開 2 0 0 4 - 3 4 1 9 2 0 号公報記載の発明 (甲 4 1 発明) に基づく進歩性欠如その他の原告主張の無効理由はいずれも認められず、② 本件発明 7 ~ 10 は、甲 1 発明に基づく進歩性欠如の無効理由が認められると判断して、本件発明 1、3、6、11 については請求不成立とし、本件発明 7 ~ 10 については特許を無効とした。

原告と被告は、それぞれ、進歩性欠如の判断の誤りを、取消事由として主張した。

- 2 本判決は、概要、以下のとおり判断して、本件審決のうち請求不成立とした部分を取り消し、被告の請求についてはこれを棄却した。

- (1) 甲 1 発明に基づく本件発明 1、3、6 の進歩性欠如の判断の誤りについて

本件発明 1 と甲 1 発明の相違点 (審決が容易想到性を認めなかったもの) については、ユーザの操作により、タブレット端末等に QR コード等の二次元情報を表示させ、これを読み取ることによって情報を得る構成 (QR コード方式) は周知技術であり、QR コード方式と甲 1 発明のブルートゥース通信を用いる方式とは置換え又は併用可能であること、ブルートゥース通信にはペアリングが行われない場合があるという技術的課題があり、これに備えて QR コード方式を用意することは、いずれも技術常識であったと認められるから、甲 1 発明に周知技術及び特開 2 0 0 6 - 1 5 5 4 3 0 号

公報記載の技術（甲１１技術）を組み合わせ、上記相違点に係る本件発明１の構成とすることは、当業者が容易に想到し得たものである。

甲１発明は、簡単な操作をユーザーに行わせることを許容していると理解されるから、ブルートゥース通信方式に代えてＱＲコード方式を用いることに阻害要因があるとはいえない。

したがって、本件発明１は、甲１発明、周知技術及び甲１１記載技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではないとする、本件審決の判断には誤りがある。

また、本件発明３、６は本件発明１を引用するものであるから本件発明１と同じ理由により進歩性を有するとする本件審決の判断にも、誤りがある。

- (2) 甲１発明に基づく本件発明７～１０の進歩性欠如の判断の誤りについて

本件審決の判断に誤りはない。

- (3) 甲１発明に基づく本件発明１１の進歩性欠如の判断の誤りについて

本件発明１１は、本件発明７～１０を引用するものであり、これらの各発明と甲１発明の相違点（いずれも容易想到）と同じ相違点に加えて、本件発明１１は「ユーザ端末から入力された行先に関する指定場所を記憶するホスト記憶部を備える」との構成を有するのに対し、甲１発明は同構成を有していないとの相違点が認められるが、配車アプリにおいて、同構成は周知技術であったと認められる。

本件審決は、上記相違点に係る「指定場所」は「指定場所までの案内がナビゲーションシステム４０で行われることを可能にする」との効果を奏するとするが、本件発明１１発明がそのような効果を奏するとみることはできない。

したがって、本件発明１１は、甲１発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではないとする、本件審決の判断には誤りがある。

- (4) 甲４１発明に基づく本件発明１、３、６の進歩性欠如の判断の誤りについて

本件審決の本件発明１と甲４１発明の相違点の認定には、一部誤りがある。

認定できる相違点（本件発明１は、ユーザの操作により管理端末に表示された「取引を特定するための情報」をユーザ端末で読み取るのに対し、甲４１発明は、ユーザが乗務員に聞く等して取得した「取引を特定するための情報」を携帯端末に入力する点）については、タクシーの後部座席に広告等を表示するためのタブレット端末等を配置すること、手動による入力作業をＱＲコード方式等の自動読み取り方式に代え、又は、これを併用することは、いずれも技術常識であったと認められるから、当業者が容易に想到し得たものである。

したがって、本件発明１及びこれを引用する本件発明３、６について、甲４１発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではないとする、本件審決の判断には誤りがある。

以 上